

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和8年3月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
- | |
|--|
| 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務一式 |
| ① 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務 A 一隻 |
| ② 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務 B 一隻 |
| ③ 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務 C 一隻 |
| ④ 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務 D 一隻 |
- (2) 調達仕様
- 入札説明書による。
- (3) 履行期間
- 自) 令和8年7月1日
至) 令和8年7月31日
- (4) 履行場所
- 入札説明書による。
- (5) 入札方法
- 入札金額は、1隻分の用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を締結している者であること。
② 共同企業体の全ての事業者は(1)、(3)及び(4)の要件を全て満たす者であること。
③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ
実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説
明書宅配便にて希望」を記載のうえ、上記①あてFAX送
信すること。

- ③ メールによる交付
任意書式に「漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ
実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説
明書メールにて希望」を記載のうえ、上記①あてFAX送
信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年3月2日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当該日以降に質疑が生じた場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

- ① 令和8年5月12日 13時30分
- ② 令和8年5月12日 14時15分
- ③ 令和8年5月12日 15時00分
- ④ 令和8年5月12日 15時45分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和8年5月12日 11時00分
3.①に同じ。

開札後、価格評価点の計算及び技術評価点との合計作業があるため落札者の決定までに時間を要することがある。また、下記7.で不合格となった者の入札書は開札しない。

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求

事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

なお、共同企業体を結成し入札に参加する者は、協定書（又はこれに類する書類）写し及び共同企業体を構成する全ての事業者の国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書 (共通)

1. 調査名 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船

2. 調査目的・概要

気候変動に伴う海洋環境の変化は主要漁獲対象種の長期的な不漁に繋がるなど様々な悪影響を及ぼしており、我が国の多くの漁船漁業が不安定な経営を強いられている状況である。こういった資源変動に柔軟に対応するために、新たな操業体制や新たな漁法・対象魚種の開発等に取り組み、将来にわたって持続的な経営ができる強い漁船漁業の実現を図る必要性が生じている。特に、サンマを専獲する北太平洋さんま漁業については漁場が遠方化・公海主体となっている状況を踏まえ、公海を含む広域での長期間航海や、複数種を狙う兼業等での効率的な操業体制を確立する必要性が高まっている。

以上を踏まえて、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」とする。）は、北太平洋さんま漁業を対象として、海洋環境の変化に対応するための新たな操業を構築・推進するために必要となる要素技術として、棒受網漁法における省人省力化の方策、船上でのサイズ選別から冷凍処理に至る漁獲物の一連の処理作業の効率化、国産船凍サンマの市場ニーズの把握のそれぞれについて、本用船調査を通じて必要な情報収集と実証を行って技術的な課題や問題点を抽出することを目的とする。

3. 調査項目

(1) 棒受網漁法の省人省力化に向けた取り組み

サンマを対象とする棒受網漁法の将来的な省人省力化を推進することを企図して、現状の棒受網漁法の操業時における人員配置、作業分担および作業内容、作業に要した時間などに関する情報およびデータを収集する。作業状況を把握するために、船上には複数のカメラを設置して操業中や水揚げも含めた全ての船上作業の様子を常時録画する。

本調査項目で必要となるカメラや録画機器等は開発調査センター（以下、センター）が用意する。また、当該機器類の設置は開発調査センターが対応することとし、請負者および用船漁船の乗組員は設置作業に必要な相談に対応すること。調査中の当該機器類の操作等は調査員が行う（ただし、調査員が乗船しない船舶においては、調査員からの事前指示に基づいて動作確認を行うこととし、動作不具合等の異常が認められた場合は他船に乗船する調査員に報告すること）。

(2) 魚体サイズ選別機の導入による漁獲物処理の効率向上

現在、サンマを専獲する北太平洋さんま漁業においては、漁獲したサンマのサイズを選別する機器類の使用が制限されている（根拠：漁業法第44条の規定に基づく許可の条件）。他方、将来的な国産船凍サンマの市場拡大および同製品の付加価値を高めるためには、船上でのサイズ選別作業の省人省力化が生産性向上に向けて最重要課題となる。このことから、本調査では、実際にサンマを漁獲した上、魚体サイズ選別機を用いて漁獲物をサイズ規格毎に仕分けした上で冷凍製品までに仕立てる一連の船上作業を行い、魚体サイズ選別機を導入・利用することによる省人省力化効果を確認する。また、魚体サイズ選別機によるサイズ選別精度を確認するために、選別後の一部のサンプルを対象に体サイズおよび体重の測定作業を適宜で行う。

本調査項目で必要となる魚体サイズ選別機は開発調査センターが調達して用船する各船に設置する。当該機器の設置および撤去に係る各種対応等は開発調査センターが実施する。請負者は、これらの対応に関して、開発調査センターおよび開発調査センターが依頼した関係業者との必要な協議等に対応すること。サンマを漁獲するための操業および魚体サイズ選別機の操作を含む冷凍製品の生産に至る漁獲物の処理等の一連の船上作業は、調査員の指示のもとで乗組員が行う。また、船上での体サイズおよび体重の測定作業は調査員が主体となり行い、乗組員は当該作業に可能な限り協力すること。同作業に必要な機材等は開発調査センターが用意する。

(3) 船凍サンマの市場拡大に向けた取り組み

国内における船凍サンマ市場の拡大の可能性の検証に必要な情報を得るために、上記(2)で生産した船凍サンマ製品を水揚げ・試験販売する。なお、水揚げ物の試験販売を行うにあたり、請負者は開発調査センターと販売委託契約を結び必要な対応を行うこととする。

(4) その他

調査員の指示のもと、乗組員は以下の各作業を行う。

- ① 海洋観測（ただし、調査員が乗船する船舶のみ。必要な機材および資材等は開発調査センターが用意する。）
- ② 公的機関や全国さんま棒受網漁業協同組合への漁獲量報告

4. 使用隻数 4隻（契約は1隻ごとに締結）

5. 船舶要目

- (1) 漁業種類：さんま棒受網漁業
- (2) 総トン数：船上での漁獲物の選別機を利用した選別処理および箱詰処理を行うことが可能な甲板スペースを確保することを考慮して160

トン以上であること。

- (3) 航海性能：30日以上航海を無補給で対応可能なこと。
- (4) 冷凍設備： -40°C 以下で1回あたり2～3トン以上の生産性能を有すること。凍結製品生産に係る冷凍パンを300枚以上保有すること。
- (5) 保冷設備： -20°C 以下で保冷可能な 40 m^3 以上の魚倉を有すること。
- (6) 漁撈設備等：棒受網操業に必要な漁具や漁労機器等一式を有すること。
- (7) 付帯設備
 - ① 航海計器等：GPS、レーダー、魚群探知機、ソナーを有すること。
 - ② 通信設備：VHF、公海上において陸上および他船舶との通信が可能な衛星電話およびファクシミリあるいは衛星通信機器を有すること。
 - ③ 調査員室：調査員1名が優先的に使用可能な個室を確保し、机・照明・収納場所および就寝具を有すること（なお、同時に募集する4隻のうち、2～3隻に各1名の調査員が乗船する予定）。
 - ④ その他：魚体サイズ選別機に供給するために必要となるAC200～220Vの電源供給が可能であること。
- (8) その他
 - ① 最大搭載人員中に、その他の乗船者を1名以上含んでいること。
 - ② 出港時、操業開始から1週間程度の期間で漁獲物の十分な予冷が可能な量の砕氷を積み込むこと。この費用は開発調査センター負担とする。
 - ③ 本船は、以上の要件の他、法令で定められた設備は勿論、調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらが維持管理されていること。
 - ④ 船主は乗組員に対して、用船期間における雇用体系について正しく説明すること。

6. 乗組員

- (1) 乗組員数15名以上とし、漁労長、船長、機関長、通信長をはじめ、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」で定められている職の乗組員が確保されていること。
- (2) 漁労長はサンマ対象の棒受網漁法の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数がサンマ対象の棒受網漁法の経験を有すること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

7. 用船期間および開始・解除地

開始・解除日：令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

用船開始・解除港は宮城県気仙沼市とする。ただし、上記の期間およ

び場所は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。また、魚倉が満倉となった場合や残油の関係で早期入港した場合は、陸上での所定の作業を終了した後に用船解除とする。

8. 調査海域 北太平洋海域（他国の200海里内の海域を除く）

9. 担当研究所 開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、船主又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、関連法令および国際機関において定められた管理措置を遵守し履行すること。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は開発調査センターが別途支給する。
- (4) 本件の請負者は、同一船舶において、本業務を除き、本業務の用船期間に他の公的機関等が実施する他事業に参画していない者であるか、または、参画している場合でも本業務の履行に支障のないよう調整できる者であること。
- (5) 請負者は、本業務実施にあたり、開発調査センターとの協議を適宜で行うこと。また、開発調査センターが協議を求めた際はそれに応じること。
- (6) 乗組員等は各調査作業に協力すること。
- (7) 乗船する開発調査センターの調査員は利害関係者に該当するため、乗組員等は金銭、物品、食事等の供与を行わないこと。また、同調査員は漁労従事者と異なり、労働基準法の対象になることから労働時間に法律上

- の厳しい制約がある中で各種の調査業務に従事することに留意すること。
- (8) 用船期間中は、漁船内および陸上の場所を問わず、調査員へのハラスメントは厳禁とし、調査員が調査課題を履行するための労働環境の提供すること。

調査船に関する用船仕様書（共通）

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

漁獲物販売委託業務仕様書（共通）

1. 調査名 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業に係る用船及び漁獲物販売委託業務
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより取得する漁獲物について、適切な販売収入を得るため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 東北地方から関東海域の港（予定）
4. 業務期間 自）令和8年7月1日 至）令和8年7月31日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
予定水揚げ数量：1隻推定50トン
主な漁獲物：さんま漁船で漁獲した冷凍サンマ
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
 - ② 市場に対して入港日、漁獲物明細を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

原則全ての水揚げに立ち会うこと。立ち会うことが難しい場合は必ず事前に当機構と協議し、承認を得ること。

(4) 販売結果の報告及び販売代金の当機構への送金に関する事項

① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券(市場仕切書等)添付して提出すること。

② ①は販売代金が市場又は販売先から入金後直ちに、書面により当機構へ報告しなければならない。

③ 販売代金は、当機構が②を確認後行う支払依頼日から、市場手数料及び販売委託手数料を差し引いた額を14日以内に当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。